

2019年度 UBE読書のまちづくり事業実施計画（案）

1 趣旨

人生100年時代の到来、AIの急速な発展による超スマート社会への対応など、時代が急激に変化する中、豊かな人生を送るためには、子どもから大人まで、それぞれのライフステージにおいて学び続け、本を読むことが重要となっている。

このような中、2年後の市制施行100周年（宇部市立図書館開館30周年）に向け、その指針となる「UBE読書のまちづくりビジョン」を策定し、図書館を中心に、学校、地域、関係団体、企業などの様々な主体が連携して、全市的に「読書のまちづくり」を進めていく。

2 「UBE読書のまちづくりネットワーク会議」の開催

ビジョンの策定に向け、市民、関係団体、学校、企業などから幅広く意見を聞くとともに、意見交換をするため、「UBE読書のまちづくりネットワーク会議」を結成し、ワークショップ形式で意見の取りまとめを行う。

(1) ネットワーク会議の開催予定

開催日	テーマ	内 容
第1回 4月27日（土）	みんなで考えよう！「読書のまちづくり」	・「UBE読書のまちづくりビジョン」の概要説明 ・今後のスケジュール ・グループ討議
第2回 5月25日（土）	みんなで広げよう！「読書のまち」①	・事例紹介（まちかど、市内書店、読書団体） ・グループ討議
第3回 6月29日（土）	みんなで広げよう！「読書のまち」②	・事例紹介（山陽小野田市、山口市） ・グループ討議
第4回 7月27日（土）	みんなが行きたくなる図書館を創ろう！ （図書館再生計画）	・事例紹介（図書館流通センター） ・グループ討議
第5回 8月24日（土）	みんなで広げる「読書のまちづくり」	・グループ討議 ・まとめ
第6回 9月28日（土）	みんなで広げる「読書のまちづくり」	・素案最終確認

※開催時間は、第1回は、午後2時～、第2回目以降は午前10時～（2時間以内）

開催場所は、いずれも図書館2階講座室

(2) ネットワーク会議の参加者

公募による参加申込者、関係団体、関係課、まちかどブックコーナー事業者、学校など毎回30名以上の参加を目指す。

※会議は、事前に開催内容を告知し、誰でも自由に参加可

(3) 情報発信

ネットワーク会議の開催内容を取りまとめ、ホームページ、「ネットワーク会議通信」などを通じて広く周知

3 「UBE読書のまちづくりビジョン」の策定

上記2によるネットワーク会議の意見を元に素案を作成し、パブリックコメントを経て、策定・公表

4 「UBE読書のまちづくりフォーラム」の開催

「UBE読書のまちづくりビジョン」の内容を広く周知し、全市的に読書のまちづくりを進めるキックオフイベントとして、「UBE読書のまちづくりフォーラム」を開催

○日時 2019年11月17日（日） 午後2時～

○場所 宇部市渡辺翁記念会館

○内容

- ① 「読書のまちづくりに向けて」（ビジョンの概要説明）
- ② パネルディスカッション
- ③ 記念講演 講師：明治大学教授 斎藤 孝氏（予定）

5 情報発信

（1）「図書館だより」（4月号から全面リニューアル）、ホームページ、フェイスブックなどを通じて積極的に情報発信

（2）エフエムきららによる番組放送

○放送期間 2019年6月～11月（月2回、第2・第4火曜日、18時～19時）

○放送内容 毎回ゲストをお招きし、読書に関連したテーマでトーク
ゲストによる読書の体験談、お勧め本の紹介など

（3）市政情報出前講座の開催

2019年度から新規講座として、「読書のススメ」、「読書のまちづくり」を開設

※対象は、原則10名以上のグループ、団体

6 関連イベント等

（1）講演会

○日時 2019年6月23日（日）

○場所 宇部市立図書館 2階 講座室

○講師 郷土作家 堀 雅昭氏

○演題 宇部時代の古川薫

（2）イベント

○こども図書館春まつり 5月18日（土）

○クリエイターズライブラリーフェス 5月19日（日）

○図書館まつり 10月27日（日） ほか

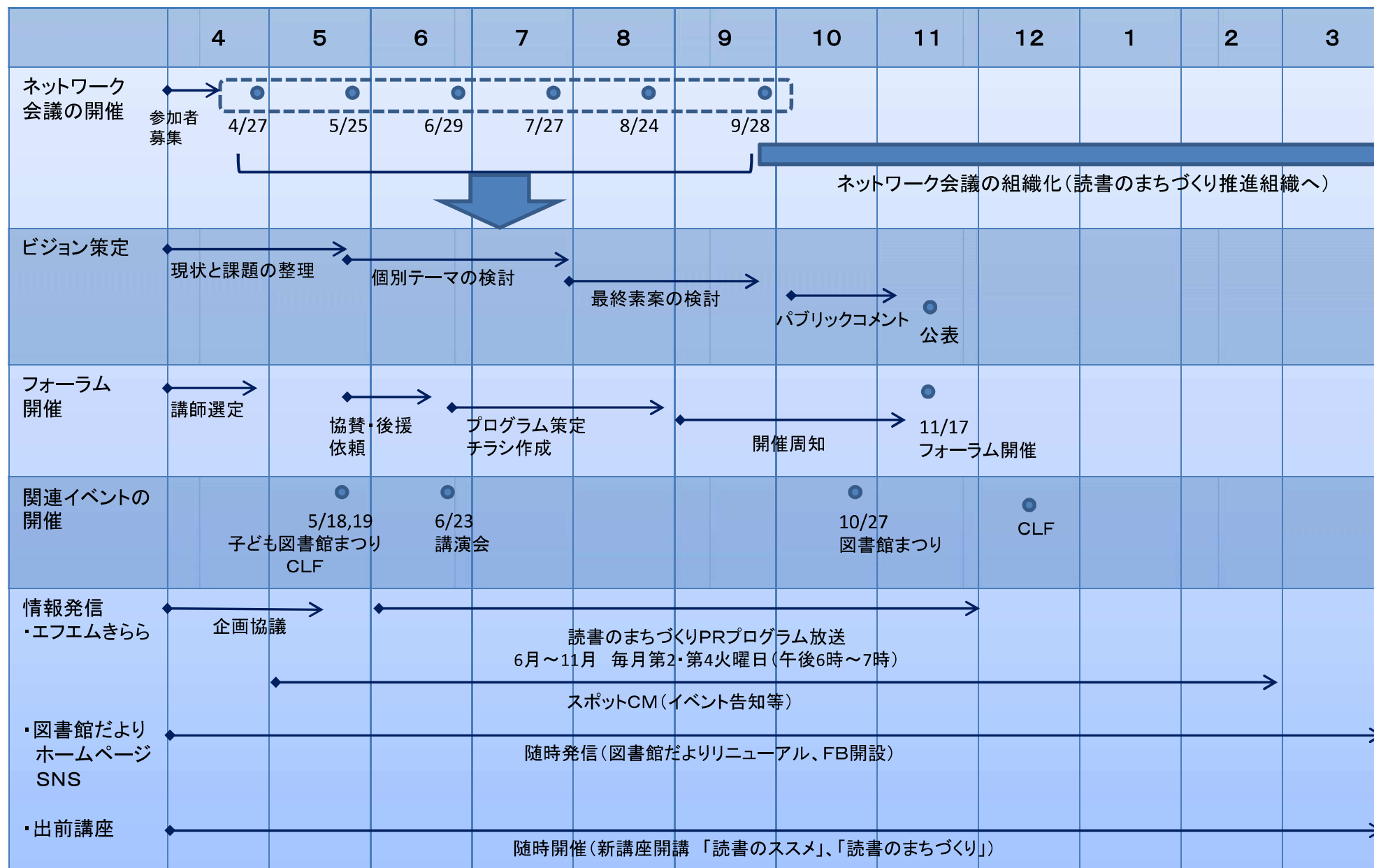
（3）企画展示

○「読書」をテーマとした企画展示を年間通じて開催

7 その他

ネットワーク会議で出た提案で、年度内でも取り組めるものは積極的に対応する。

2019年度 UBE読書のまちづくり事業計画(案)

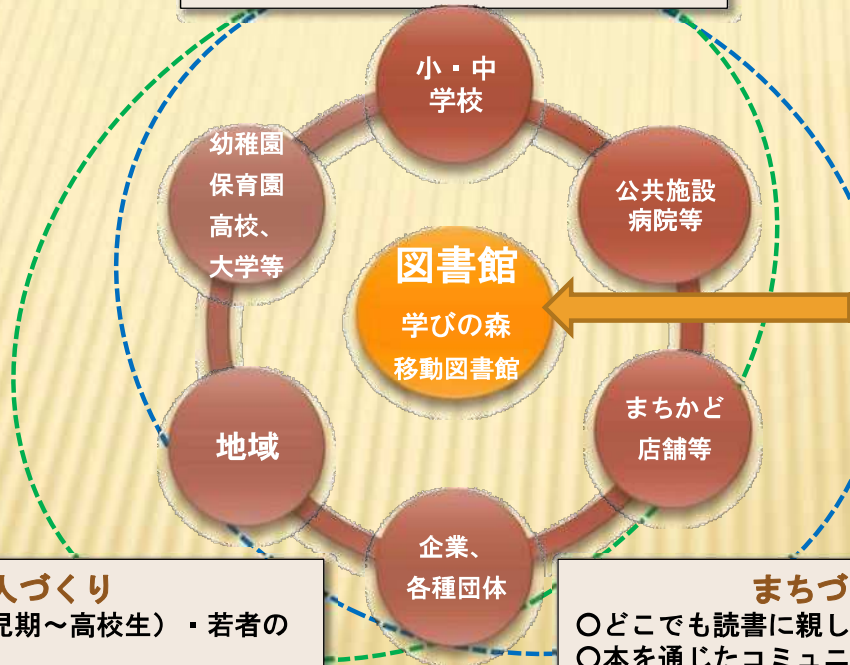


UBE読書のまちづくりビジョン

子どもから高齢者まで、読書を通じて、様々な知識、教養を身に付けることが重要となっている中、市制施行100周年（図書館開館30周年）に向け、図書館を核とし、多様な主体が連携し、全市的に読書のまちづくりを推進

ネットワーク（人、情報、モノ）

○読書を通じて人と地域をつなぐ元気な
人づくり・まちづくり



UBE 宇部市立図書館
UBE CITY LIBRARY

「知の拠点、集いの場、憩いの空間」
図書館を全面リニューアル

- ICT・AIを活用したハイブリッド図書館
- 「サードプレイス」として市民の誰もが気軽に利用・交流できる図書館
- カフェやスイーツも楽しめる「憩い」の場としての図書館
- 情報発信・情報交流の場としての図書館
- 赤レンガ、彫刻等、宇部の歴史・文化を伝承し、永く愛される図書館

人づくり

- 子ども（乳幼児期～高校生）・若者の読書活動の推進
- 高齢者・障害者の読書活動支援
- 生涯現役に役立つ読書活動の普及啓発
- 健康づくりとの連携
- 読書活動を支えるボランティアの育成

まちづくり

- どこでも読書に親しめる環境づくり
- 本を通じたコミュニティづくり
- アート・彫刻・文化のまちづくり
- まちづくり（コンパクトシティ、ガーデンシティ、共生社会等）への市民参画と読書活動との連携



宇部市文化財審議会 委員名簿(案)

担当課等名 宇部市学びの森くすのき・地域文化交流課

平成31年4月1日現在

	氏名	ふりがな	所属	役職等	専門分野	就任年月日	在任期間	任期
1	岩元 修一	いわもと しゅういち	宇部工業高等専門学校	教授	古文書、歴史資料	2007年4月1日	12年	2019年5月1日～2021年4月30日
2	岡本 麻美	おかもと まみ	山口県立美術館	学芸員	日本絵画 美術工芸品	2013年4月1日	6年	2019年5月1日～2021年4月30日
3	古谷 雅彦	ふるたに まさひこ	元宇部市緑化運動推進委員	—	天然記念物(植物)	2007年4月1日	12年	2019年5月1日～2021年4月30日
4	松本 久美子	まつもと くみこ	周南市美術博物館	学芸員	歴史全般 博物館	2011年4月1日	8年	2019年5月1日～2021年4月30日
5	若山 さやか	わかやま さやか	山陽小野田市歴史民俗資料館	館長	歴史全般 博物館	2013年4月1日	6年	2019年5月1日～2021年4月30日
6	渡邊 一雄	わたなべ かずお	梅光学院大学	元教授	考古学 史跡	2007年4月1日	12年	2019年5月1日～2021年4月30日

宇部市文化財保護条例 抜粋

第六章 宇部市文化財審議会

(設置)

第四十三条 教育委員会の諮問に応じ、本市の区域内に存する文化財の保存及び活用に関して調査審議させるため、宇部市文化財審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第四十四条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第四十五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四十六条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四十七条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(幹事)

第四十八条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係職員のうちから教育委員会が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。

資料 3

宇 教 学 び 第 64 号
平成 31 年（2019 年）3 月 28 日

宇部市文化財審議会 様

宇部市教育委員会

宇部市指定有形文化財の指定について（諮問）

宇部市文化財保護条例（昭和 46 年 3 月 31 日宇部市条例第 17 号）第 4 条第 3 項の規定により、下記の文化財を宇部市指定有形文化財に指定することについて、貴会の意見を問います。

記

- | | | | |
|---|------------|-------|------------------|
| 1 | 有形文化財（工芸品） | 瑞松庵什物 | 袈裟 1 領
払子 1 振 |
| 2 | 有形文化財（古文書） | 瑞松庵文書 | 6 点 |

平成31年(2019年)3月28日

宇部市教育委員会 様

宇部市文化財審議会

会長 渡 辺 一 雄

宇部市指定有形文化財の指定について（答申）

平成31年(2019年)3月28日付け宇教学び第64号で諮問のありました下記文化財については、指定することを適当と認めます。

記

- | | | | |
|---|------------|-------|------------------|
| 1 | 有形文化財（工芸品） | 瑞松庵什物 | 袈裟 1 領
払子 1 振 |
| 2 | 有形文化財（古文書） | 瑞松庵文書 | 6 点 |

調 書

1 種別

有形文化財（工芸品）

2 名称及び員数

瑞松庵什物

払子 1 本

袈裟 1 領

3 所在地

宇部市大字船木 1 5 8 1 番地

4 所有者の氏名又は名所及び住所

宗教法人瑞松庵（宇部市大字船木 1 5 8 1 番地）

5 構造・形式・品質

払子

形状：柄長 33.3cm

形式・品質：柄は木製、毛は獣毛

袈裟

形状：縦（最大）128.1cm、横（最大）299.5cm

形式・品質：麻製の九条袈裟

6 所見

払子

払子は、禅僧が煩惱などを払うために用いる法具のことである。本払子は、硬い壇材を丁寧に削りだして、無駄のない鋭い彫りが特徴的である。「瑞松庵文書」のうち「祝融山并払子之縁起」（永享 12・1440）に払子の由来が書かれていることから、少なくともそれより以前に制作されたと思われる。江戸時代の風土注進案にも描かれており、代々寺に受け継がれてきたことがわかる。

袈裟

開山石屋真梁（1345～1423）所用と伝わり、応永 9 年に石屋真梁から二世定庵殊禅に譲与されたことが「瑞松庵文書」に記されている。生地は紺の単色で、丁寧に作られた九条の袈裟で、袈裟の四隅には黄色の布が縫い込まれている。また、環を付ける部分にも黄色の布が縫い込まれ、歴代の住職に相伝されたことが記されている。

7 製作者

不明

8 保存管理の状況

瑞松庵に伝来する什物として大切に保管されており、良好な保存状態である

9 そのほか参考になる事項

本市における市指定有形文化財（工芸品）は、浄名寺鰐口、王子権現鰐口、浄念寺鰐口、浄念寺梵鐘の 4 点である。

意見書（瑞松庵所蔵 払子 ならびに 袈裟）

九州産業大学芸術学部教授
渡邊雄二

1 払子（ほっす）について

柄は木製 毛は獣毛

柄長 33.3 cm

払子は禅僧が説法の際に手にする法具。獣毛などの毛を柄につけたもの。

禅宗においては師の持物は、法を継ぐ者にとって貴重なものとして伝える。とくにこの払子については寺では、特殊な成立経緯が伝えられる。以下、「払子縁起」（瑞松庵文書）による。

「瑞松庵二世定庵殊禅は応永 24 年（1417）3 月 15 日にこの郷に来たりて、この山にのぼった。そこに老人があらわれ「山神」と名乗ったが、まもなく姿を消した。そこで定庵はここに庵を開き「瑞松庵」と号した。祝融山という山号は中国の祝融峰にならったものだ。定庵は師の石屋真梁を請じて開山とした。定庵は 2 世である。応永 32 年（1425）の 2 月 7 日夜半、霊威があらわれて曰く、「禅を学ばん」と。神はすなわち童子のすがたにあらわれて曰く、「我はこれ住吉大明神である」。師が「どうして近づかないのだ」というと住吉は「師は肉身ゆえに臭気あり」、定庵は「どうやって臭気を去るか」、住吉神は「山の下に池があり、毎日垢離をなすべし」と。また、中国の垢離の法を師に附して、神はようやく法座に近づいて参問した。大磐石上に坐して坐禅し、昼夜、入室参問した。正長元年（1428）8 月 8 日、師は神と門外に出た。出たところを知らず、飴牛が師の面前に到った。師曰く、「この牛の尾は払子によい」と、すると牛はたちまち尾を食いちぎって師に奉った。そして幻のように跡を絶った。当時の人はこれを奇とし、後に牛が羅漢の化身と知った。払子の柄は住吉大明神の作であるとする。

払子はこの縁起のように獣の尾のようなものが毛のなかにある。寺では「肉附きの払子」と称す。まことに奇妙な話だが、払子の成立と二世定庵が大いに関わったことがうかがえる。

柄は濃い褐色の檀材をていねいに削りだして、柄の端に八弁の蓮華文を刻み、そこから筋をひき、花瓶形をあわせた形を蓮台の間に挟むような意匠を彫り出す。工作は正確で、形状、表面は非常に美しい。過度な装飾がなく、すぐれた制作技術から室町時代、あるいは材の入手などから中国明時代の工芸品と考える。

以上のことから二世定庵殊禅が寺の開創の際に語られる、寺の所伝の肉附きの払子そのものと考えたい。

袈裟

麻製 縦（最大）128.1 cm 横（最大）299.5 cm

袈裟も伝法衣といい、師の法を伝えた証として、禅僧にとって重要な法具である。

この袈裟は寺では「一手三礼の法衣」と称する。寺伝では 4 世仲翁守邦の父島津元久の御簾中の紬とする法衣を石屋真梁へ進めたものとする。

瑞松庵文書のうち「法衣大事」（四世仲翁守邦の手になる）に、開山石屋真梁と二世定庵殊禅が、法衣について問答を行ったことを伝える。

真梁：法衣の定様を云え。

殊禅：此心。

真梁：どうして此心が法であるか。

殊禪：何にでもなるというのは此心である。

真梁：（法衣は）釈迦の丈六の身、弥勒の千尺の身をも被い、蠢動吞靈蝦蟆蚯蚓に至るまでなんでも掛ける。

殊禪：三界唯一心である。

真梁：句の合わせ様を（いえ）。

殊禪：三千刹界一法衣

真梁：紋は（なんであるか）。

殊禪：森羅万象（像とする）が紋である。

真梁：緒は何を表すか。

殊禪：米の一字である。

真梁：なにゆえ米の一字を表すか。

殊禪：千仏万祖もこの（米の）一粒に工命を継いだ。

（したがって）宗旨法衣大事なり

応永壬午（9年 1403）九月十日石屋和尚定庵に所伝附すなり 守邦

永享庚申（12年 1440）十二月十一日 祝融山五世附す守蓀

法衣が心を伝え、釈迦や弥勒の身を包み、森羅万象を紋として、緒は米の一文字とするなど、袈裟を象徴する内容を問答する。

このほか文書の中に守蓀に附す際に伝法衣囊（袋）のようすを記しているが、これは現存しないようだ。

この袈裟が瑞松庵の世代の継承であり、同時に法の継承の証となっていた。

品質・形状は麻製の九条袈裟である。曹洞宗の僧の袈裟は装飾の少ない直方形の粗末な生地、この袈裟は、生地は紺の単色で一見地味であるが、丁寧に織られた九条の袈裟で、環座や角帖（四天）に黄色地で草花文らしい文を織りだした緞子もちいる。

袈裟の環座、紐座の部分に複数の裂を重ね、そこに衣を付与した世代の名、花押、年などを墨書する。とくに環座の裂は傷んでいて墨書を見ることができないが、紐座の裂には四世守邦、五世守蓀などの名がはっきりと記されており、所伝を裏付ける。

銘文（環座、紐座ともに同文か）

「永享十二年庚申（1440年）

十二月八日

附与守蓀藏主

瑞松四世守邦（花押）」

「長禄二年戊寅（1458年）

十二月八日附与

守澄藏主

五世守蓀（花押）」

「文明辛丑四月五日（1481年）

附与江雲守澄（花押）」

「附与一雄藏主

可為開山石屋真梁伝衣

明応三年甲寅秋日□（1494年）

当住総持江雲（花押）」

「永正十三年丙子（1516年）

二月三十一？日一雄（花押）」

□□藏主□□□」

したがって

応永9年（1403）石屋和尚が定庵に所伝

永享12年（1440）仲翁守邦が雪岑守蓀に所伝

長祿2年（1458）雪岑守蓀が江雲（源泉）守澄に所伝

文明13年（1481）江雲守澄へ所伝

明応三年（1494）江雲守澄が英中一雄へ所伝

永正13年（1516）英中一雄が□□（関室守函）へ所伝

と法衣が伝えられた経緯が知られる。世代は石屋真梁—定庵殊禅—住吉明神—仲翁守邦—雪岑守蓀—源泉守澄—龍峰法雲—英中一雄—関室守函と継承した（『曹洞宗山口県総合寺院名鑑』曹洞宗山口県宗務所 2010 年）。

環は 10 c m 弱の輪状に細く薄く削った象牙で、細やかで丁寧な工作である。田相も行部もすべて同じ裂を用いて、葉や縁は裂を重ねている。薄い生地であるが、丁寧に作られた袈裟で、石屋真梁からの伝法衣という所伝を首肯させる時代を反映した、すぐれた作例といえよう。

多くの寺院で寺の世代と法の継承が一致することは少なく、法の継承の証である伝法衣が代々寺の住持に伝えられていくことは珍しいといえよう。また、瑞松庵の袈裟は曹洞宗の重要な一派である鹿児島に起こった石屋派の派祖の法衣を伝えていることも重要である。

石屋は薩摩藩主島津忠久の縁者で、丹波永沢寺の通幻寂霊にまなび、郷里に帰り、伊集院妙円寺に入り、鹿児島福昌寺の開山となった。その一派は、鹿児島にも勢力を広げたが、周防・長門に進出し、長門大寧寺（竹居正猷）、長徳龍文寺（器之為璠）、山口瑠璃光寺（大庵須益）など、山口県内の主要な曹洞宗寺院を開いていった。瑞松庵はそのうち定庵殊禅が開き、石屋真梁を開山に迎え、その法を仲翁守邦へと伝えたのだが、弘子縁起にもあるように三世を住吉大明神とする特殊な法系、世代の継承としている。

無論、住吉大明神の墨書はないのだが、この瑞松庵で脈々と法系、世代を継承し、その証となる法衣、弘子を今日まで伝えた意義は非常に大きい。また、このことにまつわる文書も伝えられ、寺の開創からのようすを示している。

禅宗では悟り、成仏を認可する師の存在は絶対的であり、その印可の証となる師のもの、事蹟は何よりも重要なものであるが、その様相を如実に伝える伝法の法衣、弘子が所伝と共に伝えられていることに禅宗の師資相伝という本来秘められた法の伝え方を示す貴重な文化財である。

これら弘子と袈裟は先代在職中は家族にも伏して伝えられず、2002 年の福岡市美術館「悟りの美—西国曹洞宗寺院の什宝展」の開催の際に、初めて確認、公開された。鎧櫃を小さくしたような硬い革の箱に納められ、ほとんど目に触れないように伝えられたものとする。

以上のことから、瑞松庵に伝来する弘子及び袈裟について、宇部市指定有形文化財として指定されることは、妥当であると思料する。



袈裟



払子

調 書

1 種別

有形文化財（古文書）

2 名称及び員数

瑞松庵文書 6点

3 所在地

宇部市大字船木1581番地

4 所有者の氏名又は名所及び住所

宗教法人瑞松庵（宇部市大字船木1581番地）

5 構造・形式・品質

別紙目録参照

6 所見

瑞松庵は、石屋真梁に参じた定庵殊禅(1373～1432)が応永24年(1417)、石屋真梁を拝請開山として開いた曹洞宗寺院。石屋真梁は薩摩に生まれ、守護島津忠久の後裔・伊集院忠国の十一子。石屋真梁の弟子たちは、九州のみならず、周防・長門に進出し、大寧寺や泰雲寺、龍文寺などを中心に展開した。

6点の文書は、瑞松庵に伝来する文書群のうち、宗旨や開山石屋真梁由来の牒子や袈裟などについて記された文書で、いずれも永享年間の1430年と1440年に作成されたものである。

7 製作者

別紙目録参照

8 保存管理の状況

瑞松庵に伝来する文書群の一部として大切に保管されており、良好な保存状態である

9 そのほか参考になる事項

本市における市指定有形文化財（古文書）は、恒石八幡宮文書、持世寺文書、福原家文書の3点である。

瑞松庵文書

No.	標題	作成者(⇒)	作成年代	形態/数量	寸法/紙質
1	宗旨日火之大事	定庵殊禪⇒守邦和尚	永享庚戌(2・1430) 2月11日		27.3×36.3
2	石屋真梁相伝大事	守邦⇒守藤藏主	永享庚申(12・1440) 2月3日		26.7×32.2
3	定庵和尚引導大事	守邦⇒守藤藏主	永享庚申(12・1440) 2月3日		22.5×29.5
4	法衣大事	守邦⇒守藤藏主	永享庚申(12・1440) 12月11日		26.6×37.2
5	法衣囊大事	守邦⇒守藤藏主	永享庚申(12・1440) 12月吉日	折紙(力)	25.7×34.9
6	祝融山并弘子之縁起	守邦	永享庚申(12・1440) 12月8日		33.8×39.2

意見書(瑞松庵文書)について

宇部市文化財保護審議会委員
宇部工業高等専門学校教授
岩元 修一

目録

■巻物一卷五通

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 永享庚戌年二月十一日宗旨日火之大事 | 縦 27.3×横 36.3 |
| 2. 永享庚申二月三日石屋真梁相伝大事 | 縦 26.7×横 32.2 |
| 3. 永享庚申二月十一日定庵殊禅引導大事 | 縦 22.5×横 29.5 |
| 4. 永享庚申十二月十一日法衣大事 | 縦 26.6×横 37.2 |
| 5. 永享庚申十二月吉日法衣囊大事 | 縦 25.7×横 34.9 *モト折紙 |

■巻物一卷一通

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 6. 永享庚申十二月八日祝融山并弘子之縁起 | 縦 33.8×横 39.2 |
|-----------------------|---------------|

所在地

宇部市大字船木1581番地

指定説明

上記五通の文書（No.1 から 5）は曹洞宗寺院瑞松庵に伝来した文書群のうち、箱に収められ一卷に成巻された六通のうちの五通である。

一通目は宗旨、日火に関する師との問答の内容を、本寺の二世定庵殊禅から四世仲翁守邦に伝えたものである。二通目は本寺の開山石屋真梁が二世定庵殊禅に相伝したという内容について、四世仲翁守邦から五世雪岑守蓀に伝えたものである。この文書の端裏書には「相見（しょうけん）」、つまり師と弟子が能所（のうじょ。主観と客観）を絶して一体となることと記されており、本文には大恵と羅漢（小乗仏教の修行者）の相見、不相見に関する話が記されている。

三通目は本寺の二世定庵殊禅の引導に関する問答の内容を、本寺の四世仲翁守邦から五世雪岑守蓀に伝えたものである。ここで取り上げた卷子には上記の五通以外にもう一通成巻されており、その題は「続松之参」と記されている。「参」とは師と弟子あるいは自問自答の問答体で解説や解釈を行うものという。この「続松之参」は禅宗の茶毘式で用いる続松（ついまつ）について問答したものであり、この続松に模したものを作りこれで点火する行為を儀礼化し一連の葬送の中心的儀礼としたのが引導であった。

四通目は本寺の開山石屋真梁と二世定庵殊禅が法衣について問答した内容を、四世仲翁守邦から五世雪岑守蓀に伝えたものである。法衣とは僧の衣を意味し袈裟と同じであり、これは仏心、仏身そのものともされ、禅宗では法を伝えることを衣鉢を伝えるというように袈裟を尊重し、特に道元は袈裟が正伝の仏法の証であることを強調した（『正法眼蔵』袈裟功德）。本寺で法衣を相伝したことは曹洞宗寺院として大変重要なことであったことがわかる。最後の五通目は本寺の開山石屋真梁が二世定庵殊禅に相伝したという

法衣の囊（ふくろの意。現存せず）について納様、緒の結様などを含めて詳細に記したものである。

また、No.6 の祝融山并松子之縁起も瑞松庵に伝来した文書で、四世仲翁守邦が瑞松庵の開創縁起及び松子の縁起について記したもので、瑞松庵に伝来する松子の由来を詳細に記したものである。

以上のように上記の六通は禅宗寺院瑞松庵で代々相承された法衣、松子等について主に問答の形式を用いて説明したものである。実際に相伝された法衣や松子について当時の住持の手になる関連文書が現存していることは大変貴重であり、このような儀礼等に関する文書史料が十五世紀前半に確認できることも注目すべき事例であることから、上記の文書について、宇部市指定有形文化財として指定されることは妥当であると考えられる。

宗旨日火之大事

師云云、日ト爐内ノ火ト諦訖有り有り
 様リ、云諦訖ハ走又 師云走レハ
 十セニ 云靈山ノハ惠日ト輝キ少林ノハ
 祖燈ト輝キ走 程ニ畢竟

宗旨至極大事三関破リ一返
 消災呪次ニ問スル也

永享^{庚戌}二月十一日 殊禪^圓

附守邦齋

宗旨日火之大事

石屋大和尚 應永三年九月十日
 定庵和尚傳付也

羅漢屋齋クハ時節真歇了行ト合セテ三ノ日サテ
 大惠宗ノ羅漢相見タストクニテイタクセハヤト汗
 ナカレサヲ三ノ不相見カ相見ナ
 羅漢之仁義ト云フニク世情ト云フニキ
 同説文五百ノ羅漢托鉢早晚修ニハケレハ出テ
 行ミテ成タノ神通ノ用ヨリテ生カチタク成佛
 ト云フニキ
 二首之茶話 相見

平時永享^{庚戌}二月三日 祝融山代 并附^圓
 付属 羅漢齋主

石屋真梁相伝大事

定庵和尚引導大事

師云人ノ心ニイヤト云ツシ理シ云ヘ
 云縁邊ニ走 師云其ハイツヨリ
 ノ縁ノ云生レテヨリノ縁ヲ走
 師云畢竟ニ何付從生死老只是這
 定庵和尚傳事也

永享度
 申 二月十日 瑞松菴
 祝融五世守孫和尚
 守邦

定庵和尚引導大事

法衣大事

真和庵云法衣之定儀云々 釋云此ハ
 元也 梁和尚云何ニ死心ハ法衣ヲワレソ
 釋云何ニ死心ハ法衣ヲワレソ 梁和尚云
 釋迦大ニ身ニ在リ在リ跡勒ナク身ニ在
 在シ義動合靈搬運明ニ至ルニ何トナ
 シ 釋云云々唯一心ニ走 梁和尚云何ヲ自
 釋云云々對カ一法衣 梁云何ニ合ニ機
 釋云豎窮三際横亘十方 梁和尚云何
 釋云森羅萬像リ紋ニ走 梁和尚云緒ニ何
 シ表シタソ 釋云云々一文字ニ走 梁和尚云何
 ニト米ノ一字ヲハ表シタソ 釋云云々佛力祖モ
 此一粒ニ工命ヲ絶ニ走 宗旨法衣之大事也
 應永壬午九月十日名屋和尚定庵
 永享度十月十日 祝融山五世守孫
 守邦

法衣大事

使石屋直... 和尙相傳之法... 先... 上... 出... 白... 功... 和... 寺... 在... 千... 慶...
 瑞松庵四世 守邦 印
 附 守邦
 法衣囊大事

法衣囊大事

定庵... 祝融山并弘子之縁起
 永享 庚申十二月八日
 瑞松庵現住 守邦 印

祝融山并弘子之縁起

宇部市公民館運営審議会委員名簿

2019年5月1日～2021年4月30日

公運審名	氏名	所属・役職	備考
東岐波	大迫 雅重	放課後子ども教室 会長	
東岐波	山元 澄子	民生児童委員協議会委員	
東岐波	山本 実雄	門前自治会 会長	新
東岐波	清水 文男	王子自治会 会長	新
東岐波	赤川 和恵	コミュニティ推進協議会 女性部 部長	
東岐波	大森 孝志	コミュニティ推進協議会 文化部 部長	新
東岐波	折口 崇寛	子ども会育成連絡協議会 会長	
西岐波	藤高 和久	自治会連合会 副会長	
西岐波	岩崎 美穂	ふるさと運動実行委員会委員	
西岐波	西村 雅典	にしきわだより編集委員	新
西岐波	西本 弘	人権教育推進委員協議会委員	新
西岐波	石田 義弘	体育振興会 副会長	
西岐波	工藤 真紀	民生児童委員	
西岐波	小松 茂文	西岐波小学校校長	
厚南	松永 茂夫	自治会連合会 会長	
厚南	梅野 憲造	民生児童委員協議会 会長	新
厚南	木藤 昭仁	社会福祉協議会 副会長	新
厚南	島津 美保	西部第一高齢者総合相談センター主任ケアマネージャー	新
厚南	高来 秀行	厚南小学校校長	新
厚南	藤田 修	厚南中学校校長	新
厚南	古谷 方正	宇部鴻城高校校長	新
原	石田 恭二	原小学校校長	新
原	岩田 文夫	社会福祉協議会 会長	
原	植木 保子	原ふれあいセンタークラブ連絡協議会 会員	
原	大野 三千代	老人クラブ連合会 会計	
原	岡井 勇一	体育振興会 会員	
原	東原 秀一	黒石中学校教頭	
原	室重 守	自治会連合会 会長	

宇部市公民館運営審議会委員名簿

2019年5月1日～2021年4月30日

公運審名	氏名	所属・役職	備考
厚東	津村 頼夫	元福祉委員会 会長	
厚東	岸田 美代子	自治会婦人部世話人 学童保育カルチャー教室講師	
厚東	河村 守浩	まちづくりサークル代表 農事組合法人ふるさと吉見代表理事	
厚東	山田 栄	防犯連絡指導人 元自治会長	
厚東	渡邊 幸子	学童保育指導員 元民生児童委員	
厚東	横田 啓子	学童保育指導員 第4厚東霜降会 副会長	
厚東	藤本 眞一	元自治会連合会 副会長	新
二俣瀬	久保田 智子	二俣瀬小学校校長	
二俣瀬	折井 汲子	人権教育推進委員	
二俣瀬	岡村 孝男	昭和会in二俣瀬21会長	
二俣瀬	古谷 嘉子	二俣瀬子ども会	新
二俣瀬	吉富 茂壽	コミュニティ推進協議会(自治会連合会会長)	
二俣瀬	原田 満洲夫	まちづくりサークル代表	
二俣瀬	小川 信博	コミュニティ推進協議会 副会長	
小野	河口 龍裕	小野小学校校長	
小野	上田 勝彦	厚東川中学校校長	
小野	藤村 攻	自治会連合会	新
小野	村谷 啓介	コミュニティ推進協議会	
小野	岡野 光子	人権教育推進委員協議会	新
小野	油利 宣子	自治会婦人部長	
小野	井上 和司	コミュニティ推進協議会 副会長	
船木	長谷川 典彦	コミュニティ推進協議会 会長	
船木	縄田 俊治	元ふれあいセンター館長	
船木	吉田 道子	人権教育推進委員	新
船木	和田 嘉之	自治会連合会会長	
船木	西村 隆之	民生児童委員 福祉委員	
船木	藤野 敦子	学校運営協議会委員 船木小PTA副会長	新
船木	古谷 恭子	子ども会育成連絡協議会 副会長	新

宇部市公民館条例

(公民館運営審議会)

第五条 公民館に、公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験者

3 委員は、十人以内とする。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

宇部市公民館条例施行規則

(公民館運営審議会の組織)

第五条 条例第五条の公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に審議会の委員(以下「委員」という。)の互選により、次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 一人

2 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第六条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決する。

(その他)

第七条 前二条に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第八条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

資料 5

宇部市社会教育推進委員会委員名簿

任期：2019年4月1日～2021年3月31日

校区	氏名	所属・役職	備考
万倉	阿野 正義	校区人権教育推進委員協議会委員	
万倉	池田 万智子	校区コミュニティ推進協議会事務局書記	
万倉	河崎 文夫	校区子ども委員会会長	
万倉	小林 活枝	校区ふれあい運動推進員会会長	
万倉	境 憲一	校区コミュニティ推進協議会地域活性化部会長	
万倉	畑口 眞理子	校区人権教育推進委員協議会副会長	
万倉	林 幸恵	楠中学校PTA役員	
吉部	大田 壮助	夢ゆめクラブ吉部の郷会長	
吉部	山本 良美	主任児童委員	
吉部	高無 志津子	放課後子ども教室学習アドバイザー	新
吉部	藤井 遂子	楠更正保護女性会	
吉部	藤村 理絵	交通安全協会役員	
吉部	吉田 昭	放課後子ども教室運営協議会	
吉部	西村 淳	吉部小学校校長	

宇部市社会教育推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 宇部市社会教育の推進を図るため、各ふれあいセンターに社会教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

ただし、東岐波、西岐波、厚南、原、厚東、二俣瀬、小野、船木の各ふれあいセンターは除く。

2 委員会は、各ふれあいセンター管内（以下「各管内」という。）における社会教育の推進について、ふれあいセンター館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ、事業の企画実施などを調査審議する。

(委員)

第2条 委員は、各管内に10名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(委員会の組織)

第3条 委員会には委員の互選により、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 会議は、委員会の会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の途中で委員の欠員が生じたとき、館長は速やかに教育委員会へ報告しなければならない。この場合、教育委員会は、補欠委員を第2条に定めた者の中から委嘱する。

3 前項により委嘱された補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(災害補償)

第6条 委員が業務の遂行中又は通勤の途上において被った災害については、宇部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第43号)の規定に準じて補償する。

附則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

資料 6

2019年度 宇部市立学校給食献立委員会委員

(2019年4月1日～2020年3月31日)

学校・施設名	献立委員	職
上宇部小	河野 陽子	栄養教諭
見初小	西村 香菜	給食主任
神原小	河野 寛子	給食主任
原 小	山本 芳恵	給食主任
厚東小	森上 真惟	給食主任
小野小	元永 旭春	給食主任
常盤小	中野 光恵	栄養教諭
小羽山小	大原 淳子	栄養教諭
西宇部小	三上 恵	学校栄養職員
黒石小	竹内 あゆみ	栄養教諭
川上小	水ノ上 芳美	栄養教諭
川上中	渡邊 奈津子	給食主任
船木小	小野 明子	栄養教諭
楠中	日高 祐二	給食主任
万倉小	岡本 彩乃	学校栄養職員
吉部小	渡邊 紀子	給食主任
琴芝学校給食共同調理場	西村 弓恵	栄養教諭
琴芝小	(西村 弓恵)	—
神原中	横山 典子	給食主任
二俣瀬学校給食共同調理場	藤田 千恵子	栄養教諭
二俣瀬小	(藤田 千恵子)	—
厚東川中	内田 有紀	給食主任
厚南学校給食共同調理場	川崎 美保	学校栄養職員
厚南小	(川崎 美保)	—
厚南中	正司 京子	給食主任
黒石中	小川 順子	給食主任
給食調理員	白木 恵美	神原小
給食調理員	松谷 由香里	厚東小

学校・施設名	献立委員	職
学校給食センター	岡崎 媛子	栄養教諭
学校給食センター	末益 理恵子	栄養教諭
恩田小	本田 博幸	給食主任
新川小	村田 幸子	給食主任
藤山小	西門 美津子	給食主任
鵜ノ島小	戸川 尚美	給食主任
岬 小	河野 行子	給食主任
上宇部中	後藤 里美	給食主任
桃山中	杉山 佳子	給食主任
藤山中	田中 秀一	給食主任
常盤中	西村 浩一	給食主任
西岐波学校給食共同調理場	藤本 幸子	栄養教諭
西岐波学校給食共同調理場	木本 真由美	栄養教諭
東岐波小	河崎 好江	給食主任
西岐波小	松永 紀子	給食主任
西岐波小	(藤本 幸子)	—
西岐波小	(木本 真由美)	—
東岐波中	内田 久美恵	給食主任
西岐波中	北村 芳和	給食主任

以上 42名

○宇部市立学校給食献立委員会規程

昭和四十六年五月十七日

教育委員会規程第四号

改正 昭和五二年七月一二日教委規程第一号

昭和五三年三月二七日教委規程第六号

昭和五七年三月一〇日教委規程第二号

平成一七年一月一七日教委規程第一号

平成二二年三月二六日教委規程第三号

平成二七年一二月二一日教委規程第四号

平成二九年五月二四日教委規程第二号

(設置)

第一条 学校給食の円滑な運営を図るため、宇部市立学校給食献立委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 献立の作成に関すること。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関すること。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関すること。
- 四 給食効果の調査に関すること。
- 五 その他運営上重要事項に関すること。

(平二九教委規程二・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員四十七人以内で組織する。

(昭五七教委規程二・平一七教委規程一・平二二教委規程三・平二七教委規程四・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員
- 四 給食調理員

(昭五七教委規程二・平二七教委規程四・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は一年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第六条 委員会に、委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(職務)

第七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第八条 委員会の会議は、委員長が必要と認めた場合招集する。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、学校給食課でつかさどる。

(平二二教委規程三・一部改正)

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十二年七月十二日教委規程第一号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十三年三月二十七日教委規程第六号)

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月十日教委規程第二号)

この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年一月十七日教委規程第一号)

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第三号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第二号)

この規程は、公布の日から施行する。

資料 7

2019年度 宇部市学校給食センター 献立委員会委員

(2019年4月1日～2020年3月31日)

学校・施設名	献立委員	職
学校給食センター	岡崎 媛子	栄養教諭
学校給食センター	末益 理恵子	栄養教諭
恩田小	本田 博幸	給食主任
新川小	村田 幸子	給食主任
藤山小	西門 美津子	給食主任
鵜ノ島小	戸川 尚美	給食主任
岬 小	河野 行子	給食主任
上宇部中	後藤 里美	給食主任
桃山中	杉山 佳子	給食主任
藤山中	田中 秀一	給食主任
常盤中	西村 浩一	給食主任

以上11人

2019年度 宇部市西岐波学校給食共同調理場 献立委員会委員

(2019年4月1日～2020年3月31日)

学校・施設名	献立委員	職
西岐波学校給食共同調理場	藤本 幸子	栄養教諭
西岐波学校給食共同調理場	木本 真由美	栄養教諭
東岐波小	河崎 好江	給食主任
西岐波小	松永 紀子	給食主任
西岐波小	(藤本 幸子)	—
西岐波小	(木本 真由美)	—
東岐波中	内田 久美恵	給食主任
西岐波中	北村 芳和	給食主任

以上6人

○宇部市学校給食センター献立委員会規程

昭和四十二年一月二十五日

教育委員会規程第一号

改正 昭和五三年三月二七日教委規程第七号

昭和五七年三月一〇日教委規程第一号

平成二二年三月二六日教委規程第四号

平成二七年一二月二一日教委規程第五号

平成二九年五月二四日教委規程第三号

(目的)

第一条 この規程は、宇部市学校給食センター献立委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 委員会は、宇部市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）が調理を行う学校給食の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について調査審議し、所長に対し意見を具申する。

- 一 献立の作成に関すること。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関すること。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関すること。
- 四 給食効果の調査に関すること。
- 五 その他運営上重要事項に関すること。

（平二二教委規程四・平二九教委規程三・一部改正）

(組織)

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

（昭和五七教委規程一・平二二教委規程四・平二七教委規程五・一部改正）

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員

（平二七教委規程五・追加、平二九教委規程三・一部改正）

(任期)

第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二七教委規程五・追加）

(役員)

第六条 委員会に委員長及び副委員長若干人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(平二七教委規程五・旧第四条線下)

(職務)

第七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうちあらかじめ委員長が指名したものが、その職務を代理する。

(平二七教委規程五・旧第五条線下)

(招集)

第八条 委員会の会議は、所長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、学校給食課でつかさどる。

(平二二教委規程四・一部改正)

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和四十二年二月二十日から施行する。

附 則 (昭和五十三年三月二十七日教委規程第七号)

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月十日教委規程第一号)

この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第四号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第五号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第三号)

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程

平成二十一年二月二十七日

教育委員会規程第一号

改正 平成二二年三月二六日教委規程第五号

平成二七年一二月二一日教委規程第六号

平成二九年五月二四日教委規程第四号

(目的)

第一条 この規程は、宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 委員会は、宇部市西岐波学校給食共同調理場（以下「西岐波学校給食共同調理場」という。）が調理を行う学校給食の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について調査審議し、所長に対し意見を具申する。

- 一 献立の作成に関すること。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関すること。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関すること。
- 四 給食効果の調査に関すること。
- 五 その他運営上重要事項に関すること。

（平二二教委規程五・平二九教委規程四・一部改正）

(組織)

第三条 委員会は、委員十二人以内で組織する。

（平二二教委規程五・平二七教委規程六・一部改正）

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員

（平二七教委規程六・追加、平二九教委規程四・一部改正）

(任期)

第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二七教委規程六・追加）

(役員)

第六条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(平二七教委規程六・旧第四条繰下)

(職務)

第七条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(平二七教委規程六・旧第五条繰下)

(招集)

第八条 委員会の会議は、所長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

(平二二教委規程五・一部改正)

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、西岐波学校給食共同調理場でつかさどる。

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第五号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第六号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

昭和四十六年十二月二十七日

教育委員会規則第二号

改正 昭和五十六年四月一六日教委規則第一号

平成二年九月七日教委規則第四号

(題名改称)

平成四年九月二二日教委規則第三号

平成七年六月二九日教委規則第六号

平成一五年二月二四日教委規則第一号

平成二一年三月二六日教委規則第三号

平成二一年五月二〇日教委規則第六号

平成二九年一月二四日教委規則第一号

平成三一年四月〇〇日教委規則第〇号

(趣旨)

第一条 この規則は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「条例」という。）の規定に基づき宇部市立学校に勤務する学校職員（以下「学校職員」という。）の勤務時間、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(平二教委規則四・一部改正)

(勤務時間の割振り等)

第二条 学校職員の週休日（条例第三条第一項各号に掲げる学校職員の週休日に限る。）、勤務時間及び休憩時間は、山口県教育委員会が定める基準に従って、あらかじめ校長が定めるものとする。

2 校長は、校務の運営のため必要があると認めるときは、四週間を超えない範囲内で定める期間について一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分を超えない範囲内で特定の週において三十八時間四十五分又は特定の日において七時間四十五分を超える勤務時間を定めることができる。

3 校長は、学校職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日の振替え又は勤務時間の割振り変更を行うことができる。

(平四教委規則三・平七教委規則六・平一五教委規則一・平二一教委規則三・平二一教委規則六・一部改正)

(休日における勤務の命令)

第三条 条例第六条の規定による休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(平三一教委規則〇・追加)

(代休日の指定)

第四条 条例第七条第一項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。

(平七教委規則六・追加、平二一教委規則三・一部改正、平三一教委規則〇・一部改正)

(代休日における勤務の命令)

第五条 条例第七条第二項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(平三一教委規則〇・追加)

(正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令)

第六条 条例第七条の二の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(平三一教委規則〇・追加)

(年次有給休暇)

第七条 校長は、学校職員から条例第十二条第三項の規定による年次有給休暇の請求があつた場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。

(平二教委規則四・一部改正、平七教委規則六・旧第三条繰下・一部改正、平三一教委規則〇・一部改正)

(病欠休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て支援部分休暇及び時間外勤務代替休暇の承認)

第八条 条例第十九条の規定による承認は、校長が行うものとする。

(平七教委規則六・追加、平二九教委規則一・一部改正、平三一教委規則〇・一部改正)

~~(時間外勤務)~~

~~第六条 校長は、校務のため臨時の必要があると認めるときは、学校職員に時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日及び代休日（代休日が指定された休日の正規の勤務時間の全部を勤務した場合に限る。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。）を命ずることができる。~~

~~(平二教委規則四・一部改正、平七教委規則六・旧第四条繰下・一部改正)~~

附 則（略）

宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則新 旧 対 照 表

旧	新
(代休日の指定) 第三条 条例第十条第一項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。	(休日における勤務の命令) 第三条 条例第六条の規定による休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。 (代休日の指定) 第四条 条例第七条第一項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。
(年次有給休暇) 第四条 (略) (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て支援部分休暇及び時間外勤務代替休暇の承認) 第五条 (略)	(代休日における勤務の命令) 第五条 条例第七条第二項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。 (正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令) 第六条 条例第七条の二の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。 (年次有給休暇) 第七条 (略) (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て支援部分休暇及び時間外勤務代替休暇の承認) 第八条 (略)
(時間外勤務) 第六条 校長は、校務のため臨時の必要があると認めるときは、学校職員に時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日及び代休日(代休日が指定された休日の正規の勤務時間の全部を勤務した場合に限る。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。)を命ずることができる。	

改正案	現行
山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 昭和四十六年十二月二十五日 山口県教育委員会規則第十一号 第一条～第二条 (略) (休日における勤務の命令) 第三条 条例第六条の規定による休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。 (代休日の指定) 第四条 条例第七条第一項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。 (代休日における勤務の命令) 第五条 条例第七条第二項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。	○山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (昭和四十六年十二月二十五日 山口県教育委員会規則第十一号) 第一条～第二条 (略) (代休日の指定) 第三条 条例第七条第一項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。

改正案	現行
(正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令) 第六条 条例第七条の二の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。 (年次有給休暇) 第七条 校長は、学校職員から条例第十二条第三項の規定による年次有給休暇の請求があつた場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。 (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て支援部分休暇及び時間外勤務代替休暇の承認) 第八条 条例第十九条の規定による承認は、校長が行うものとする。	(年次有給休暇) 第四条 校長は、学校職員から条例第十二条第三項の規定による年次有給休暇の請求があつた場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。 (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て支援部分休暇及び時間外勤務代替休暇の承認) 第五条 条例第十九条の規定による承認は、校長が行うものとする。

改正案

(削る)

(船員に関する読替え)
 第九条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の規定の適用を受ける学校職員について第二条第一項及び第三項並びに第三条から前条までの規定を適用する場合には、これらの規定中「校長」とあるのは、「船長」と読み替えるものとする。

現行

(時間外勤務)

第六条 校長は、校務のため臨時の必要があるときは、学校職員に時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日及び代休日(代休日が指定された休日の正規の勤務時間の全部を勤務した場合に限る。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。)を命ずることができる。ただし、当該学校職員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた学校職員(同法第十七条の規定による勤務をすることとなつた学校職員を含む。)である場合にあっては、当該学校職員に当該勤務を命じなければ校務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、当該勤務を命ずることができる。

(船員に関する読替え)

第七条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の規定の適用を受ける学校職員について第二条第一項及び第三項並びに第三条から前条までの規定を適用する場合には、これらの規定中「校長」とあるのは、「船長」と読み替えるものとする。

○宇部市立学校職員服務規程

昭和四十八年二月二十四日

教育委員会訓令第一号

(趣旨)

第一条 この訓令は、宇部市立の学校（以下「学校」という。）の職員（以下「職員」という。）の服務についての法令、条例、規則等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

(中略)

(職務に専念する義務の免除)

第十七条 職員は、次項から第四項までの場合以外の場合において、職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、あらかじめ休暇簿に記入して校長の承認を受けなければならない。

2 職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）~~第五十二条の二~~八十四条の規定により行われる通信教育による面接授業を受講するため職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、面接授業受講承認申請書（様式第十二号）をあらかじめ教育委員会に提出してその承認を受けるとともに、休暇簿により校長の承認を受けなければならない。

3 教育職員は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第一項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事しようとするときは、兼職兼業許可申請書（様式第十三号）を教育委員会に提出して、その許可を受けるとともに、当該業務に従事するに当たっては、その都度休暇簿に記入して校長の承認を受けなければならない。職員が職務に関し、国、他の地方公共団体又は公益団体の職を兼ね、その職に属する事務に従事しようとするときも、同様とする。

4 職員は、宇部市立学校職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成二十年十二月条例第四十一号）第三条第三号の承認を受けようとするときは、あらかじめ職務専念義務免除承認申請書（様式第十三号の二）を宇部市教育委員会に提出してその承認を受けるとともに、休暇簿により校長の承認を受けなければならない。

（平二教委訓令一・平七教委訓令一・平八教委訓令一・平一五教委訓令一・平一六教委訓令一・平二〇教委訓令一・一部改正）

第十八条 削除

（平七教委訓令一）

(休職)

第十九条 職員は、負傷又は結核性疾患以外の疾病により休職しようとするときは、休職願（様式第十四号）に医師の診断書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により休職中の職員は、その負傷又は結核性疾患以外の疾病の回復により勤務に復しようとするときは、復職願（様式第十五号）に医師の診断書及びその他参考となる資料を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(平二教委訓令一・一部改正)

(営利企業等の従事)

第二十条 職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条の規定に基づき、営利企業等の事業又は事務に従事しようとするときは、兼職兼業許可願を教育委員会に提出して、その許可を受けなければならない。

(在籍専従)

第二十一条 職員は、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定に基づき、職員団体の業務に専ら従事しようとする場合の許可の手続については、別に定める。

(時間外勤務)

第二十二条 職員（教育職員を除く。）に対して宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和46年教育委員会規則第2号）第三条、第五条及び第六条の規定により命ぜられた
~~する時間外勤務命令~~は、時間外勤務・休日勤務命令簿（勤務時間整理簿）（様式第十六号）
によつてする処理されるものとする。

(平二教委訓令一・一部改正、平三一教委訓令〇・一部改正)

(以下略)

旧	新
(職務に専念する義務の免除) 第十七条 (略) 2 職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十二条の二の規定により行われる通信教育による面接授業を受講するため職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、面接授業受講承認申請書(様式第十二号)をあらかじめ教育委員会に提出してその承認を受けるとともに、休暇簿により校長の承認を受けなければならない。 3・4 (略) (時間外勤務) 第二十二條 職員(教育職員を除く。)に対する時間外勤務命令は、時間外勤務・休日勤務命令簿(勤務時間整理簿)(様式第十六号)によつてするものとする。	(職務に専念する義務の免除) 第十七条 (略) 2 職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十四条の規定により行われる通信教育による面接授業を受講するため職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、面接授業受講承認申請書(様式第十二号)をあらかじめ教育委員会に提出してその承認を受けるとともに、休暇簿により校長の承認を受けなければならない。 3・4 (略) (時間外勤務) 第二十二條 職員(教育職員を除く。)に対して宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和四十六年教育委員会規則第二号)第三条、第五条及び第六条の規定により命ぜられた時間外勤務は、時間外勤務・休日勤務命令簿(勤務時間整理簿)(様式第十六号)によつて処理されるものとする。